

地域医療構想アドバイザーについて

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に係る協議や、回復期から慢性期における医療介護連携に関する協議など、地域医療構想調整会議の果たすべき役割がさらに高まっていることから、議論の活性化のため地域医療構想アドバイザーを置くこととする。

1. 地域医療構想アドバイザー制度の概要

- ・ 地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策の一つとして、厚生労働省が平成30年6月から地域医療構想アドバイザーの任命制度を開始
- ・ 推薦を受ける都道府県の地域医療構想、医療計画などの内容を理解していること、推薦を受ける都道府県に主たる活動拠点があること等の要件を満たす者を、都道府県が推薦し国が選定（都道府県ごとに複数人の選定も可）
- ・ 令和元年8月現在、37都道府県で94名を任命

2. 役割

各構想区域の実情に応じたデータの整理や論点の提示等、地域医療構想調整会議の事務局が担うべき機能を補完

（具体的な例）

- ・ 地域医療構想の進め方に関する事務局への助言
- ・ 地域医療構想調整会議に参加し、議論が活性化するよう参加者に助言
- ・ 都道府県が行うデータ分析の支援

3. 選任の手続き

- (1) 埼玉県地域医療構想推進会議における協議（10月23日）
- (2) 県医師会及び埼玉医科大学への推薦依頼（11月21日）
- (3) 上記の推薦に基づき、県において厚生労働省への推薦者を決定（12月27日）
- (4) 厚生労働省による選任（1月23日）

4. 本県の地域医療構想アドバイザー（任期：令和2年1月23日～令和2年8月31日）

推薦団体	氏名	役職	職種
埼玉県医師会	湯澤 俊	副会長	医師
	齊藤 正身	理事	医師
埼玉医科大学	宮山 徳司	医学部特任教授	教員

5. 今後の対応

適宜、令和2年度から各圏域の会議への出席を依頼